

公立病院改革プランの概要

団 体 名		高砂市					
プランの名称		高砂市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 27年度					
病院の現状	病 院 名	高砂市民病院					
	所 在 地	高砂市荒井町紙町33番1号					
	病 床 数	290床					
	診 療 科 目	内科、消化器科、循環器科、神経科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		一刻を争う脳卒中及び心筋梗塞に対し、公立病院として、受入、処置等の人命を繋ぎとめる緊急対応ができるよう検査機器、手術機器を充実させるとともに、時間外の救急搬送に対する連絡体制を整備する。がんに対しては、高度医療機器RI装置やマンモグラフィーを使用し、早期発見、早期治療に貢献する。内視鏡検査・処置、糖尿病については現在、当院が最も得意とする分野であり、医師派遣拠点病院として地域医療に貢献する。人工透析については県内でも有数の技術を誇っており、透析施設の一層の充実とともに、状態の急変した透析患者の受入先として貢献する。更に、救急医療、災害時医療に関しては、単独病院としての完結が困難である状況が今後も続くことが予測されるため、圏域におけるネットワーク化の中で地域における中核病院としての役割の一端を担ってゆく。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		基本的な繰入基準については、地方公営企業法に基づく繰入基準により行う。ただし、特例債の償還に係る元金及び利子の返済について、病院の自助努力だけでは返済が困難なため、返済にかかる費用全額の補助を一般会計から受ける。また、収支均衡に要する3年間において新たに発生する不良債務について、一般会計からの補助を受ける。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	80.7%	86.4%	91.4%	97.2%	100.9%	
	職員給与費比率	64.1%	61.7%	58.2%	52.4%	49.3%	
	病床利用率	58.6%	74.1%	75.9%	91.3%	91.3%	H19 :350床 H20,21:290床 H22 ~ :241床
上記目標数値設定の考え方		経常収支比率、医業収支比率は3年間での100%達成を目標とする。 職員給与費比率は、退職不補充により50%以下を目指す。 病床利用率はH20に60床減床したが、透析の需要が多いため1病棟(49床)を外来透析病棟に転用し、許可病床241床とし、利用率90%以上を目標とする。 職員に分かりやすい目標として入院・外来の患者数を設定し医師確保による上昇を目指す。 (経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	高砂市 (高砂市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急患者の受入人数(人/月)	547.5	575	600	600	600	
	患者紹介率(%)	36	40	40	40	40	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	平成20年度から診療材料の購入にSPDシステムを導入し、平成21年度より、薬品の購入についても同様のシステム導入を試算中。					
	事業規模・形態の見直し	平成20年4月1日より350床から290床へと60床を減床。 平成22年度に1病棟49床を外来透析病棟に転用し241床に減床。 経営形態については、現在の公営企業法全部適用の形態を継続。15年間不在となっていた病院事業管理者をH20.10に設置。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より地域手当3%カット(45百万円) ・看護業務手当の凍結(12百万円) ・当直体制の見直し(現在、検査技師、X線技師、薬剤師が毎日当直しており、当直明けとして翌日の勤務が免除されている。オンコール等に切り替えることにより翌日の人員減が回避でき、当直体制の見直しに伴い採用した臨時職員各部署1名の費用削減ができる。) ・医療技術職のフレックスタイムの導入(時間外に来院する患者に対応するためのシフトを新設し、時間外手当が発生しないようにする。) ・職員数の適正化 平成21年度14名、22年度16名、23年度3名、24年度2名を削減する(301百万円) ・委託等の見直し 平成20年度に委託契約の見直し(業務内容、単価減等)を実施(64百万円)、更に21年度も見直しを図る。 ・物品管理の徹底 平成20年度診療材料購入にSPDシステムを導入し、納入単価減(10百万円)。平成21年度より薬品にも拡大。 ・医療機器の再リース リース期間満了となる高額機器 H20up医療情報システム機器(66百万円) H21upCT装置(36百万円) H22up中央検査室検査機器(38百万円) 血管造影装置(23百万円) X線テレビ(14百万円) 診断用一般撮影システム(7百万円) 電動ベッド(2百万円) 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保 常勤医師確保:現在及び過去に在籍した臨床研修医、勤務医に対する個別交渉待遇改善:手術、検査に対応した能力給の導入。 ・病床稼働率の向上 平成20年8月より、リアルタイムで入院患者数、平均在院日数を表示し、適正な入院期間について医師、看護師が認識できるよう改善を実施。 ・基準看護の検討 平成20年8月より、7:1看護基準採用(効果額95百万円) ・診療報酬加算の見直し 平成20年度より画像診断を取得(効果額12百万円) 10:1基準看護料(22百万円) 脳疾患系リハビリテーション(6百万円) ・外来透析病床増設:平成22年度より1病棟の転用により透析36床を増床(効果額250百万円) 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病診連携、病病連携の推進 ・開放型病床の利用推進 ・救急搬送時の体制整備 ・予約待ち時間の不満解消 ・待遇改善 ・近隣病院との救急当番制整備 ・2次医療圏での機能分化 ・一般会計からの特別繰入れ 					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	84.5%	18年度	74.9%	19年度	58.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年4月1日より350床から290床へと60床を減床。 病床利用率は60床減床してなお空床が多いため、平成22年度に1病棟(49床)を外来透析病棟に転用し、許可病床241床とする。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	明石市立市民病院(398床) 県立がんセンター(400床) 県立加古川病院(311床) 加古川市民病院(411床) 高砂市民病院(290床) 神鋼加古川病院(198床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	圏域での協議状況を踏まえ、病院間の機能分担、再編・ネットワーク化を図り、適切な医療機能の再編整備を進める。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> H20.11~12 圏域での協議会実施 H21.3 県の再編・ネットワーク化計画策定 H23 兵庫県構想を踏まえ、圏域での協議会で検討し、結論を得る。	<内容> 具体的計画は未策定 内科(人工透析、糖尿病、消化器)を中心に付随する疾病等が完結できるよう、関連診療科(外科、眼科、形成外科、脳神経外科)をネットワークの中核に据える。 病院幹部による幹部調整会議、幹部会、病院各部署幹部による運営協議会。 毎週の幹部調整会議、毎月の幹部会、運営協議会を開催し、平成20年度中に取りまとめる。 上記案を兵庫県構想を踏まえ圏域での協議会で検討し、平成23年度に結論を得る。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度をもって経営形態の検証を行い、平成24年度に結論を得る。	<内容> H20.10に管理者を設置し、現在の公営企業法全部適用での経営改善を目指す。 幹部会、運営協議会等において継続的に検討する。経営黒字化の目標年度である平成23年度をもって、管理者を設置した効果が認められない場合には、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入等、経営形態の見直しに取り組む。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	病院幹部会で数値目標に対する達成状況、未達成の原因等評価し、評価も含めた結果を病院ホームページで公表する。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年5月中旬	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は更なる費用の削減、繰入金金の増額等により、別紙1の「単年度資金不足額()」の水準の達成を図ることとする。また、平成27年度に地方財政法上の資金不足を解消した後も資金不足を発生させないように図ることとする。	

(別紙)

団体名 (病院名)	高砂市 (高砂市民病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収 入	1. 医 業 収 益 a	5,239	4,561	4,828	4,890	5,165	5,384
	(1) 料 金 収 入	4,936	4,263	4,503	4,565	4,840	5,059
	(2) そ の 他	303	298	325	325	325	325
	うち他会計負担金	154	152	163	163	163	163
	2. 医 業 外 収 益	466	404	386	405	379	354
	(1) 他会計負担金・補助金	414	370	352	371	345	320
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	52	34	34	34	34	34
	経 常 収 益 (A)	5,705	4,965	5,214	5,295	5,544	5,738
	支 出	1. 医 業 費 用 b	5,986	5,773	5,666	5,430	5,355
(1) 職 員 給 与 費 c		2,935	2,925	2,980	2,844	2,704	2,657
(2) 材 料 費		1,306	1,213	1,117	1,117	1,200	1,268
(3) 経 費		1,105	1,004	956	873	873	872
(4) 減 価 償 却 費		161	159	156	156	156	156
(5) そ の 他		479	472	457	440	422	410
2. 医 業 外 費 用		380	376	372	366	347	322
(1) 支 払 利 息		256	263	259	253	234	209
(2) そ の 他		124	113	113	113	113	113
経 常 費 用 (B)		6,366	6,149	6,038	5,796	5,702	5,685
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		661	1,184	824	501	158	53
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)			835	694	672	622
	2. 特 別 損 失 (E)	6	5	5	5	5	5
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	6	5	830	689	667	617
純 損 益 (C) + (F)		667	1,189	6	188	509	670
累 積 欠 損 金 (G)		7,960	9,150	9,144	8,956	8,447	7,777
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	857	690	690	690	690	690
	流 動 負 債 (イ)	2,389	3,365	1,063	1,174	989	646
	うち一時借入金	2,100	3,100	797	909	724	381
	翌年度繰越財源 (ウ)						
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)							
差引	不 良 債 務 (オ)	1,532	2,675	373	484	299	44
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		606	1,143	36	111	185	343
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		89.6	80.7	86.4	91.4	97.2	100.9
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$		29.2	58.6	7.7	9.9	5.8	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		87.5	79.0	85.2	90.1	96.5	100.4
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		56.0	64.1	61.7	58.2	52.4	49.3
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		1,532	2,675	2,639	2,428	1,921	1,256
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$		29.2	58.6	54.7	49.7	37.2	23.3
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		29.2	58.6	7.7	9.9	5.8	-
病 床 利 用 率		74.9	58.6	74.1	75.9	91.3	91.3

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	高砂市 (高砂市民病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債			2,266			
	2. 他会計出資金	206	224	226	239	341	277
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	206	224	2,492	239	341	277
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	206	224	2,492	239	341	277	
支 出	1. 建設改良費	33	41	50	56	165	88
	2. 企業債償還金	283	293	301	639	655	672
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	316	334	351	695	820	760
差引不足額 (B) - (A) (C)		110	110	2,141	456	479	483
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金					479	483
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	0	0	0	0	479	483	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		110	110	2,141	456	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		110	110	2,141	456	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(4,702) 569,088	(4,457) 522,072	(838,000) 1,352,000	(697,000) 1,228,000	(675,000) 1,180,000	(625,000) 1,105,000
資本的収支	() 206,225	() 216,034	() 226,000	() 239,000	() 341,000	() 277,000
合計	(4,702) 775,313	(4,457) 738,106	(838,000) 1,578,000	(697,000) 1,467,000	(675,000) 1,521,000	(625,000) 1,382,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れらる以外の繰入金をいうものであること。